HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学会記事
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 50(1), 185-192
Issue Date	1999-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27952
Type	other
File Information	50(1)_P185-192.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学会記事

○一九九八年一一月二〇日(金)午後三時より
「ポスト・ナショナルな政治思想
―補完性＝サブシディアリティ（EU立憲原理）の可能性」
報告者　遠藤　乾　氏
出席者　三一名

近年、「一国枠組みの揺らぎ」といった現象が取り沙汰される。そしてその例証として必ずと言っていいほど取り上げられるのが、ヨーロッパ連合（EU）である。しかしながら、EU研究の多くは、統合の進行の弁証や実証に傾いている。その反面、ヨーロッパが理念的にどのような変容を遂げたのか、その含意はどういったものか、という観点からの検証が希薄である。

本報告は、マーストリヒト条約（一九九二年締結）でEUの立憲原理として打ち立てられた補完性原理（the Principle of Subsidiarity）について検討し、右記のような研究上の欠落の解消・削減を試みた。その際、分析の方法として以下のことに留意を促した。まず同原理のファジーさを認めつつ、それ故に無原則な原則であるとは限らないこと、そして、同原理の内容を推し量るためには原義に遡って検討し直す必要があること、さらにどの原義か一つに絞って遡るのでなく、複数の潮流のせめぎ合いとして把握しないと、この原理の射程をつかみ損ねるということの三点である。

そうした上で、本報告では、補完性を主権概念に対する対抗原理として位置づけ、その概念史的な系譜をたどった。

元来、補完性には次の二つの側面がある。第一は消極的な補完性で、「より大きな集団は、より小さな集団（究極的には個人を含む）が自ら目的を達成できるときには、介入してはならない」という限定の原理である。しかしながら、そこには第二義的な積極的補完性が必ず付随していて、それは「大きい集団は、小さな集団が自ら目的を達成できないときには、介入しなければならない」という義務の原理でもある。これら二側面を持つ補完性は、国家による合理的な介入の可能性を残し肯定しつつ、その介入に制限を加える機能を持つ。

概念史的にいうと、補完性の理念が立ち現れてきたのは、国家への集権化が進む中でそれに対抗する必要が生じた局面である。数多くの補完的国家論者の中でも、一七世紀初頭のアルトゥジウスは、のちの補完性の二潮流（コーポラティズム的理解と自由主義的理解）の双方の源流として位置づけうる。北独エムデン市地方長官として、ルター派領邦主やカトリック皇帝から自治を守ろうとしたこのカルヴィニストは、モナルコマキ思想に端を発する自由主義的な社会契約論者として読み込むことも可能である。他方、アルトゥジウスの秩序観は、多層的政体間の調和的共生を目指したものであり、コーポラティズム的理解も可能である。

後者の流れを汲む思想家として、例えばギールケは、一九世紀の末にアルトゥジウスを復権させて、プロシャ主導の一元的国家建設に対抗した。そのギールケを参照しながら、イギリスの一元的国家体制や大陸の全体主義と対決したのが多元主義者たちである。あるいは同世紀半ば頃、プルードンは「一体にして不可分の人民（共和国）」というルソー的な観念と、それに基づくジャコバン的中央集権に敵意を燃やし続けた。また今世紀に入って教皇ピウス一一世は、ムッソリーニの全体主義が教会の下部組織をも覆い尽くそうとするのを危惧し、補完性を体系的に原理化した。かれらはみな一元的な集権化を崩した上で、多元多層的な空間が共生することを目指していた。

他方、自由主義的な理解も並行して展開している。一五七一年にエムデンで行われた改革派の最初の公会議では、小さな教区が取り決めた事柄に関してより大きな宗教会議は議題にしてはいけない、という決定がなされている。こうしたボトムアップ型の権限を可能な限り下の方へ留保してゆく補完性は、コーポラティズム的な補完性がトップダウンを許容するのと対をなしている。そして、このタイプの自由主義的な補完性理解は、スイスや米国の憲法議論にも、その要素を見いだすことができる。

なお、一九八〇年代後半以降、補完性原理はヨーロッパ統合の文脈で再浮上した。ここでの新しさは、EUの権能・機能の拡張に伴い、その役割を積極的に肯定するのと同時に、消極的に限定を加える方策を求めた結果、EUのレヴェルに補完性が当てはめられたことである。EUによる積極的介入とその消極的限定のどちらに力点を置くかに相違はあるにせよ、この補完性というシンボルのもとに、広範なコアリションが形成され、マーストリヒトにおける補完性の立憲原理化につながった。この補完性コアリションのなかでは、多層的な政体が前提とされ、どこかの層の突出が抑えられる。

最後に本報告は、主権概念に対して補完性原理がどこまで対抗できるか、に焦点を移し議論した。国家レヴェルに一元的に正統性を提供する主権概念、とりわけルソー流の人民主権概念は、多層的な政体のどこがどこをどの程度まで補完するかという補完性原理の問題構成自体を受け入れない。また「一体にして不可分な人民（共和国）」という観念も、多様な人民集団の重なり合いを想定する補完性原理とそぐわない。こうして、本報告は、主権概念との対抗上どこまで補完性が有効かという点に関しては、現在も大きな影響力を保持する主権概念を緩和する機能を補完性に認めつつ、それ以上の対抗力に関しては留保をつけ、結論とした。

続いてなされた質疑応答においては、様々な問題が提起された。なかでも報告者にとって課題として残っているのは、補完性の（とりわけヨーロッパ・キリスト教的な）出自・前提と、その普遍的適用の可能性との間のギャップに関するものである。

○一九九八年一二月一一日㈮午後二時半より

「一九世紀中期東アジアにおける国際法受容をめぐる遠心力と求心力～清朝外交文書からみた〈上海〉〈長崎〉〈北京〉〈江戸〉の四者関係～」

報告者　川島　真　氏

出席者　三八名

本報告は、一九世紀中期東アジア、特に清と日本という国号で表される地域における、中央・地方政府間の諸関係を、この時期における新たな秩序形成の側面から考察する試みである。史料としては、これまで日本では殆ど用いられていない清朝外交文書を用いる。

一九世紀の清および東アジア国際政治史においては、従来のウェスタンインパクト論に代わり、昨今では中国や東アジアに内在する朝貢貿易論や日本の「脱華」論などが唱えられている。だが、こうした議論も新たな歴史像を形成するには至っておらず、依然として実証研究を積み上げ、多様な試論を提起する段階にあろう。本稿も、こうした状況に応じ、これまで殆ど用いられていない清朝外交文書を用いた問題提起をおこなう。

本報告の取り上げる国際法受容の問題、そして舞台としての一九世紀中期の日中関係も、実証研究の蓄積が待たれている分野である。この国際法受容という課題は、ウェスタンインパクト論の核をなしており、その受容過程それじたいが清の西欧化

の指標とされ、またいち早く受容した日本と伝統に固執した清という対立構造こそ一九世紀の日中関係の像とされていた。だが、昨今の見直し論に基づいて国際法受容を位置づけるならば、清を中心とする同心円秩序の求心力から離脱せんとする者が国際法を採用し（シャム・日本）、他方清も国際法を積極的に受容しつつ、西欧的な「属国」「宗主権」観を援用して従来には見られなかった対朝鮮積極政策を展開するということになろう。すなわち、東アジアという、様々な政治力学が錯綜する外交空間に於いて、個々のアクターが国際法をその都合に応じて利用したということにもなろう。しかし、このように考えを進めていくと疑問が生じる。それは、果たして、清・日本などというアクターだけを想定するだけでいいのかという問題である。報告者も、アジア研究における国家という分析単位の相対化、地域的視点の重要性を訴えている。この視点を取り入れて試論を提示することが、多様な歴史像を提示する第一歩となろう。

まず、時代背景を簡潔に述べたい。阿片戦争およびアロー戦争の結果、清は広東システムを解体し、新たに沿岸各港を開港し、総理各国事務衙門という洋務担当機関を設けた。しかし、清には「外交」を行っているという意識はなく、対外事務は「洋務」と称され、その主な内容は「通商」という語で表現された。その通商の管轄拠点は上海であり、ここを中心に新たな上海システムが形成されていた（後に天津が加わる）。他方で日本側は長崎を通じて清と接触を保っていた。江戸時代末、江戸幕府および長崎奉行はこの上海システムへの接触を試みる。無論、「通商」のためであり、上海側は北京とも相談の上、上海の日本領事館設置も含めて、日本のシステム加入を認め、それへ向けての条件を調整する準備をするところまで至っていた（この後明治維新を迎え交渉頓挫）。

さて、この交渉過程で国際法は意識されたのか、されなかったのか、されたならばそれは各アクターに如何に理解され、利用されたのか。これが本報告の主たる分析課題である。

最初の渡航船は、日本でも広く知られている千歳丸で、時期は同治元年（一八六二年）である。千歳丸の訪清について、日本では太平天国の乱などで混乱する上海の情勢視察という面が取り上げられることが多い。しかし清の外交档案からは、こうしたイメージはあまり得られない。清からみれば、長崎の商船がオランダ商船に帯同されて商売にやってきたということになる。事実、千歳丸はオランダ商船として税関の手続を行っており、上海システムを現場で統括する上海道台という役人に使者が接見する際にも、オランダ領事が紹介者として随行していた

のである。清側の理解では、日本側は西洋商人（洋行）が日本の開港場にやってきて上海に運び出すので、日本商人が直接上海との商業ネットワークを確立する必要に迫られたということであった。また、今後日本商人が継続的に上海で商売をおこなうために、上海駐在領事派遣も含め新たな規則づくりを相談しにきたということであった。清側は当時、清と関係をもつ国を大きく三つに分けていた。それは、諸国が全て「通商」のために清と関係を有しているということを前提にした上で、さらに「約」＝条約を締結しているか否かで区分したものである。「有約通商之国」「無約通商之国」及び「それ以外」がその三区分である（朝貢国については要検討）。日本は「それ以外」に類されている。また、この区分は地域とも結びついていた。すなわち「有約」ならば、「北京」に入り公使を置くことができ、「無約」は上海および開港場だけで上海に領事を置くことしかできなかった。清にとっては、日本が（あるいは長崎が）「その他」から「無約通商」に格上げすることを要求しているものと意識された。上海道台は、これに基本的に賛成したが、上海通商大臣は、一つ認めれば、そのほかの各国が紛々とやってきて混乱するとそれを否定した。結局、中央の総理衙門が、格上げに関する議論を据え置いた上で、一回限りの商業活動を容認する方向で検討を進めたのである。しかし、江蘇巡撫李鴻章がこの案件に関わることによって、日本が特に条約締結を望んでおらず、ただ通商を求めているにすぎないことを理由に、日本側の要請を基本的に容認するべきではないかという建議が上海から北京に改めてなされることになった。ここでは、他の東洋諸国の前例にしないことや貿易を上海一港に限定することなどが条件として設定されていた。総理衙門は、以前よりは日本側の要請を受諾する方向で動いていたが、当時オランダを「有約通商国」にするという案件があり、そちらを先に解決すべきだなどという意見が出ているうちに、千歳丸は帰国してしまったのである。

二度目の健順丸は、千歳丸と異なり商売の面で大成功を収めたのだが、具体的な領事派遣要求などをしなかった。そのため実際には何も動かなかったのであるが、清側はそうではなかった。まず第一に、道台が乾隆四十六年に戸部から発せられた海関則例に日本の名が出ていることを突き止め、日本の国号で税関の事務処理を行うことになったのである。この点、日本側が気づいていたか否か定かではない。第二に、日本側が領事館設置を要請したときのために、「もし上海に領事館を設立するならば国主文書を持参するように」という回答文を用意していた

のである。これは、「無約通商国」に日本がなるための手続を明確に示そうとした点で注目に値する。

三度目の派遣は同治七年（一八六八年）であった。王政復古はなされていたものの、明治政府が誕生していなかった時期に、この船は上海に着いた。清側はこの船を「日本国長崎総督」から派遣されたものだと認識していた。このときの上海通商大臣は曽国藩である。曽らが恐れたのは、日本が他の国々同様に「有約通商之国」となることを望むことであった。坂野正高の研究にあるように、当時多くの国が「無約」から「有約」となることを望んでいたのである。日本側は、第一回同様に「通商」を行うこと、領事派遣および通商のルールを定めることを求めたが、異なるのは学術交流を望んだことであった。清側は上海一港において通商をおこなうことについては、既に認めているので基本的に問題ないとしながらも、領事派遣については審議事項と見なした（学術交流について、清側はその意味が分からなかった）。清側は、「通商」についても、シャムの上海での「通商」を前例とすることや、長崎における清商の待遇を基準とすべきだといった意見をもとに再検討し、様々な条件つきで「通商」を認めることとし、また領事派遣も許可する方向で審議を進めたのだが、日本国内の情勢変化により、これも絶ち切れになるのである。

清からみた幕末三使節については、これまでの研究史で殆ど明らかにされておらず、ここでそれを紹介したことは、日中関係史という分野においては相応の意義を有すると考えられる。では冒頭に掲げた国際法（万国公法）受容に引きつければどうなるであろうか。まず清にとって各国は自らと対等な相手としては認識されていない。そして条約も対等な国家間の契約関係ではなく、他国に与えられる恩恵の度合いの中での最高位に位置するものと見なされていた。英仏などと条約を締結したこと、また総理各国事務衙門を設立したことは、そのまま万国公法の受容を意味するのではない。そうした表面的には西欧化したように見える事象も、実際には内的ロジックの中に包摂されていたのである。また、この三事例から判断する限り、総理衙門が外交権の集中的担い手として自らを位置づけ、各地の外交権を吸収していこうとする方向性は全くみられない。条約を最終的に結ぶためには中央の「批」（許可）が必要であり、許可されれば北京に公使館を設置できるのだが、それは中央が外交権を単独で掌握する方向性として見なされるものではない。地方は、特に上海は「無約通商国」を管理するのみならず、「その他」の国々に「無約通商国」と同等の恩恵を授けるべきかどうかと

いう問題を処理していた。ここにおいても、万国公法を援用して何かをするという状況ではなかった。

また中央と地方の関係の中にこの問題を位置づけると、中央が対外関係を制限していこうとするのに対して、上海のほうが多くを包摂していこうとし、寛容であることは明らかである。しかし、「日本」は朝貢国ではないが西洋諸国と同様に扱うことには無理が残るのであり、表面的には西洋と同じでも、必ず何かしら規制を設けていこうとする姿勢が上海にも見られた。

東アジアにおける「国際法の受容」問題については、これまでの研究などから、二つの説明が可能である。第一に、求心力として機能する面である。外交権の中央一元化のため、辺境の有していた外交権を中央が吸収していく点に、これが表れる。これは、近代的な主権国家を志向する国家に見られる。第二は遠心力として機能する面である。特に清を中心とする国際秩序（朝貢貿易システム）から離脱しようとする国が、自らを理論武装するために必要としたのが国際法であった。日本がこの好例である。では、清自身はどうだったのか。北京が求心力としての国際法を求め、地方が遠心力としての国際法を求めていくということは、少なくとも一八六〇年代には見出しにくかった。長崎の有していた対外関係をそのまま自らの資源としていく明治政府とは対照的である。この時期の清では、従来のシステムの中に国際法から派生する諸制度や諸事象が包摂されていたのである。しかし、二〇世紀に入って、中央政府が強力に外交権を統一しようとする時、中国はむしろ分裂の方向に向かっていく。これもまた、問題の建て方それじたいを中国に即したかたちにしていかなければ中国の「外交」は解明できないという証左なのである。

一九九八年一二月一七日(木)午後二時より

シンポジウム「先住民族の権利をめぐって」

報告者　ウィル・キムリッカ　氏
（カナダ、クィーンズ大学）
長谷川　晃　氏
尾崎一郎　氏

出席者　四三名

このシンポジウムは、国際法哲学社会哲学学会連合（IVR）日本支部主催の第五回神戸レクチャーの一環として、同レクチャー招聘講演者であるウィル・キムリッカ氏（カナダ、クィー

ンズ大学哲学科ナショナル・スカラー）を本学部に迎えて行われた。シンポジウムでは、キムリッカ氏の近著『多文化時代の市民権』での議論を中心として表題のテーマが設定され、コメンテーターとして長谷川（法哲学）と尾崎（法社会学）がコメントを行ってキムリッカ氏の応答をいただいた後に、さらにフロアーからの質疑応答を行った。

シンポジウム前半におけるコメントと応答に関しては、まず長谷川が、先住民族の権利における対外的防御と対内的制約というキムリッカ氏による区別の射程、個人主義的な日本の人権保障システムと先住民族の権利との論理的親和性、そしてリバタリアニズムや差異の政治の主張との相異などについてコメントを行った。次に尾崎は、先住民族の自治権や特別代表権に関して、批判的法学研究や批判的人種理論などの見地から、マイノリティが積極的には望まない統合・連帯において、マジョリティが設定した手続でマジョリティの言語によりマジョリティの文化・価値観に根ざして救済されることのマイノリティにとっての問題性、異文化間の相互受容・対話の可能性などをめぐってコメントを行った。

これらのコメントに対してキムリッカ氏は、自由主義がベースラインとして普遍的に要求するのはロールズの意味における社会的優先財であり、土地や言語の問題はさらにその延長線上でケース毎に考えられなければならず、またその要となるのは自律の原理であることを強調すると共に、目ざされるべきはマジョリティとマイノリティとが相互に尊重しあいお互いに相手から学びあうような対話的関係であると付け加えられた。

これらの報告を承けて、シンポジウムの後半ではフロアーからの質疑応答がなされた。そこでは、先住民族の定義の問題、私的な次元での異文化間の相互理解における障壁とその政治理論的解決の可能性の問題、キムリッカ氏の説く「社会構成的文化」の内容と非西洋社会における意義の問題、ポストリベラリズムの動向における種々の論者との位置関係などが問いただされて、キムリッカ氏の見解の意義が議論された。

尚、本シンポジウムには、関係各位の御協力により、言語文化部に所属される諸先生、また北海道および北海道ウタリ協会のアイヌ研究者の方々にも参加していただくことができたことを申し添える。

（文責　長谷川晃・尾崎一郎）